

## 糸魚川市議会議員定数問題

5 / 14 (水) : 議会運営委員会

懸案の議員定数問題が話し合われました。私は所用で傍聴できませんでしたが、今日の糸西タイムスの記事の通り、法定定数上限の26名で合意をみました。

平成17年の国勢調査で49,844人となり5万人を156人割りました。法定定数は5万人以上であれば30人でしたが、26人となったわけです。

ここで、議会では二つの意見が出ました。

①急激な削減は市民に混乱をきたすこと。合併時の諸課題が解決されていないことや新たな課題も発生し、合併のメリットが発揮されるには至っていないことを理由に、法定定数上限の26名を主張。

②10年後の人口推計が43,000人と非常に厳しい見通しであること。全国的に同規模の年では20~22名の市も多く、国や地方自治体の財政状況の悪化は急激に進んでいて、糸魚川市も財政規模の圧縮は急務であり、今後市民の負担が増える見込みが高いことなどから、議会が率先して定数を削減し範を示すべきである。

しかし、急激な変化は容認されにくい現状からいって法定定数マイナス2名の24名を主張。

かつて合併時に在任特例を主張し、3市町の議員56人がそのまま2年間糸魚川市議会議員となることを求めた人たちがいました。

到底、市民の理解を得ることは難しく、合併、辞任、法定定数の30人で選挙（選挙区制）を行う道を選びました。

この時と似たような状況です。合併時も私は青海町議会の少数派で合併即選挙を主張しました。この時の同意見者は議長と（合併問題）特別委員長だけだったので、発言するのは私だけで按配の悪い思いをしました。

今回は26名と24名の2案に絞られた段階で、主流3派を自称する人たちが中心となり「26名」を主張し、「24名」案を主張する者は我が「新政会」を始めとする少数となりました。

意見は平行線をたどり、なかなか結論に至らないため今回の「議長裁定」となりました。

議長は様々な意見を集約して「26名」の裁定案を今回の議運で正式に明らかにしました。我々「24名」を主張していた議員（会派）も議長裁定を重く受け止め、「26名」案に賛成することになりました。

ただし、今後の議員定数については、国レベルの議論の経過や、次回の国勢調査結果、糸魚川市の財政状況を踏まえて再度検討することとしています。

今後の検討では、議会は市民の声を聞き状況を分析して自らに厳しい判断をすることを求められることになるでしょう。